

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年6月20日

さいたま地方法務局 越谷支局

登記官 小 島 敬 二

記

意見又は資料の提出先

越谷市東越谷九丁目2番地9（〒343-0023）

さいたま地方法務局 越谷支局

048-966-1321 ナビダイヤル②番

## 別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
	所在	地番		
第0301-2022-0001号	越谷市大字南荻島字左敷田	393	墓地	234
第0301-2022-0002号	越谷市大字南荻島字戸井	1418	墓地	657
第0301-2022-0003号	越谷市大字南荻島字戸井	1597	墓地	135
第0301-2022-0004号	越谷市大字南荻島字沼迎	1819	墓地	191
第0301-2022-0005号	越谷市大字南荻島字沼迎	2197	墓地	185
第0301-2022-0006号	越谷市大字南荻島字沼迎	2244-2	田	651